

鳥取県サンドリサイクル協働連携推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県サンドリサイクル協働連携推進交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、市町漁港管理者が実施している第1種漁港に係る維持浚渫砂を県内の砂浜海岸（背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。）へサンドリサイクル（養浜）する協働連携事業を推進することにより、海岸環境の保全を図り、もって県土の保全に資することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、交付金事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第4条 別表第2欄に掲げる者は、別表の第5欄に○印を付した交付対象事業を行う場合は、交付対象事業に着手する20日前までに様式第1号による事業計画書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けることとする。ただし、事業着手に緊急を要する場合はこの限りではない。事業費を増額又は事業期間を変更する場合も、同様とする。

2 事業計画書には、前項に定めるもののほか、交付対象事業に係る設計書等（様式第2号）を添付しなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、別表の第6欄に掲げる時期までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、交付対象事業に係る設計書等（様式第2号）を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、本交付金の交付申請をもって代えるものとする。

(提出書類の部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則 (平成27年3月17日第201400187661号)

この要綱は、平成27年3月17日から施行し、平成27年度に完成する事業(本要綱の施行日以降に着手する事業に限る。)から適用する。

附 則 (平成30年3月5日第201700293385号)

この要綱は、平成30年3月5日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則 (平成31年3月27日第201800357140号)

この要綱は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則 (令和4年3月28日第202100253864号)

この要綱は、令和4年3月28日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則 (令和8年2月2日第202500262299号)

この要綱は、令和8年2月2日から施行し、施行日以降に着手する事業から適用する。